

## 奈良県立高等学校における有給によるインターンシップ実施要項

奈良県教育委員会

### 1 目的

この要項は、奈良県立高等学校の生徒に対して、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図るため、県内事業所及び公的機関（以下「事業所等」という。）において有給によるインターンシップを実施する際の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 対象者

奈良県立高等学校に在籍する生徒を対象とする。

### 3 コーディネート機関

有給によるインターンシップの実施に係る、募集及び実習生の決定、連絡調整等については、奈良県立教育研究所キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）が行うこととする。

### 4 実施場所

有給によるインターンシップの受入れを承諾した事業所等で実施する。

### 5 実施時期及び期間

有給によるインターンシップの実施時期及び期間は、授業等に支障がないと判断される時期及び期間とし、実施する際には、センターが各学校の事情に応じ、事業所等と協議して決定する。

なお、有給によるインターンシップを実施する前に、3日間の有給によらないインターンシップを実施することとする。

### 6 募集

センターは、事業所等から提出される募集情報に基づき、各学校に情報を提供し、有給によるインターンシップ参加生徒（以下「実習生」という。）を募集する。

### 7 応募及び決定等

実習生の応募及び決定は、次により行う。

- (1) 有給によるインターンシップ希望生徒は、在籍する高等学校を通じて、申込みをセンターに行う。
- (2) センターは、応募のあった者から受入可能な定員の範囲内で実習生を決定し、高等学校及び事業所等に通知する。
- (3) センターは、有給によらないインターンシップの実施後に、実習生が有給によるインターンシップを行うか意思を確認する。

(4) センターは、事業所等とも協議した上で、最終的に実習生を決定し、高等学校、事業所等、保護者及び実習生に通知する。

## 8 実施方法等

有給によるインターンシップは、原則として次により実施する。

- (1) 実習時間は、受入事業所等の勤務時間に準ずるものとし、センターが受入事業所等と協議して決定する。
- (2) 受入事業所等は、有給によるインターンシップの責任者を任命し、実習生の安全を確保し、適宜助言・指導を行う。

## 9 雇用契約

実習生は、有給によるインターンシップを行う場合、受入事業所等との間に雇用契約を締結する。

### 10 保険への加入

有給によるインターンシップを行う場合、実習生及び受入事業所等は、労災保険に加入する他、雇用形態に基づく各種法令上の手続きを行う。ただし、有給によらないインターンシップの期間については、在籍する高等学校の責任において、「インターンシップ・ボランティア活動賠償責任保険」などの保険に加入させることとする。

### 11 賃金等

賃金は、受入事業所等が定める。ただし、その額は、受入時点における奈良県の最低賃金を遵守する。

### 12 秘密の保持

実習生は、有給によるインターンシップにおいて知り得た一切の秘密情報を他に漏えいしてはいけない。また、終了後も同様とする。

### 13 実習日誌の提出

実習生は、有給によるインターンシップ、有給によらないインターンシップにかかわらず、実習日誌を記入し、受入事業所等の責任者の確認を得ることとする。また、有給によるインターンシップ終了後に、実習生は、全ての実習日誌を在籍する高等学校に提出する。

高等学校は、実習日誌の写しをセンターに送付する。

### 14 その他

この要項に定めるもののほか、有給によるインターンシップの実施について必要な事項は、関係者の協議によって定める。